

## 財政健全化法について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立し、地方公共団体の新たな財政再建制度が整備されました。

この法律において、財政運営の健全性を示す新たな指標を平成19年度決算から公開することとなり、また、平成20年度決算から、指標が一定の基準以上となった団体においては、財政健全化のための各種取組等が義務付けられました。

### 《新しい指標（健全化判断比率等）とその基準》

指 標		内 容	早期健全化基準 (経営健全化基準※2)	財政再生基準※3
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模※1に対する比率	11.25%	20.00%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	16.25%	30.00%
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	25.0%	35.0%
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	400.0%	
	資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	20.0%	

※1 「標準財政規模」とは、地方公共団体が標準的に収入しうる市税や普通交付税などの一般財源（用途を定められていない財源）の大きさを示す指標です。

※2 「早期健全化基準」は、資金不足比率においては「経営健全化基準」となります。

※3 将来負担比率と資金不足比率については、財政再生基準はありません。

## 《早期健全化基準と財政再生基準》

平成20年度決算以降、指標のいずれかが財政健全化法に定められた早期健全化基準や財政再生基準以上になると、次のような義務付け等がなされます。

基準	指標が基準以上となった場合
早期健全化基準	① 財政健全化団体（自主的な改善努力による財政健全化を行う団体）となる ② 「財政健全化計画」の策定・公表 ③ 計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、市民に公表 など
財政再生基準	① 財政再生団体（国の関与による確実な再生を行う団体）となる ② 「財政再生計画」の策定・公表 ③ 地方債の起債の制限（災害対策等、一部を除く） ④ 再生振替特例債の発行（財政再生計画の内容について、総務大臣の同意を得た場合に限る） ⑤ 計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、市民に公表 など
経営健全化基準※	① 経営健全化団体（自主的な改善努力による公営企業の経営健全化を行う団体）となる ② 「経営健全化計画」の策定・公表 ③ 計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、市民に公表 など

※ 「経営健全化基準」は、資金不足比率に対応する基準で、公営企業ごとに判定します。

## 健全化判断比率等の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 実質公債費比率は、3カ年平均値による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に} \\ &\text{係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$